

2013年5月30日

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

EMA 認定制度の認定基準概説書 改定のお知らせ

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」）では、青少年の保護と健全な育成を目的とし、モバイルインターネットのサイトを対象とした『「コミュニティサイト運用管理体制認定制度*1」及び「サイト表現運用管理体制認定制度*2」（以下「本認定制度」）』を実施しております。

本認定制度の認定基準概説書を改定するにあたり『「コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書」及び「サイト表現運用管理体制認定基準概説書」（以下「本認定基準概説書」）』の改定案に対し2013年2月21日（木）から3月6日（水）の2週間にわたり一般からのご意見募集を行いました。

今般、改定案に対して寄せられたご意見とEMAからの回答を公開するとともに（＜別紙1＞、＜別紙2＞参照）ご意見にあわせて本認定基準概説書を改定（＜別紙3＞、＜別紙4＞参照）致しましたのでお知らせいたします。

- EMA 認定基準概説書改定案に関する趣旨等の説明＜別紙1＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_c_20130507_01.pdf
- EMA 認定基準概説書改定案に対するご意見募集結果とEMAの回答＜別紙2＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_c_20130507_02.pdf
- コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書 新旧対照表＜別紙3＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_manual_on_20130507_01.pdf
- サイト表現運用管理体制認定基準概説書 新旧対照表＜別紙4＞
http://www.ema.or.jp/pbc/community/dl/kijun_manual_on_20130507_02.pdf

EMAでは引き続き、本認定制度や啓発・教育などの活動を通じ、モバイルコンテンツの健全な発展と、青少年保護と健全な育成を実現するインターネット利用環境におけるセーフティネットの整備を推進して参ります。

***1 コミュニティサイト運用管理体制認定制度**

ユーザー投稿等により形成されるコミュニティサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的とし、2008年7月22日より開始した認定制度です。EMAが策定した認定基準「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」をもとに審査を行い、この認定基準に適合したコミュニティサイトに対して認定を付与します。

認定後は、認定基準に適合した運用管理体制が維持されているか確認するため、認定サイトに対して定期的・継続的な監視を実施します。また、一般ユーザー等から認定サイトへのクレーム、問合せ、意見等を受付け、運用監視に活かすとともに認定基準への反映も適宜行います。

***2 サイト表現運用管理体制認定制度**

文章表現、画像、動画、電子書籍類、ゲーム等のコンテンツを発信するモバイルサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的とし、2009年10月8日より開始した認定制度です。EMAが策定した「サイト表現運用管理体制認定基準」では、サイト運営者が自社表現基準を定め、その自社表現基準に基づき情報を適切に分類することを求めています。この認定制度は、認定基準に則り、青少年の利用に配慮し、明確に分類された領域に対して認定を付与するものです。

認定後は、認定基準に適合した運用管理体制が維持されているか確認するため、認定対象範囲に対して定期的・継続的な監視を実施します。また、一般ユーザー等から認定対象範囲へのクレーム、問合せ、意見等を受付け、運用監視に活かすとともに認定基準への反映も適宜行います。

【EMA 認定基準概説書】

コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書（2013年5月7日改定版）

http://www.ema.or.jp/dl/communitykijun_manual_130507.pdf

サイト表現運用管理体制認定基準概説書（2013年5月7日改定版）

http://www.ema.or.jp/dl/expressionkijun_manual_130507.pdf

【参考】EMA 意見募集（パブリックコメント）サイト

<http://www.ema.or.jp/pbc/>

<p>本プレスリリースに関するお問合せ先 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 事務局 広報担当：岸原、清水 〒106-0031 東京都港区西麻布1-4-38 千歳ビル3F 電話番号：03-6913-9235 FAX：03-5775-3885 http://www.ema.or.jp/ e-mail:info@ema.or.jp</p>

< 別紙 1 >

EMA 認定基準概説書改定案 に関する趣旨等のご説明

標記の件につき、皆様から多くのご意見をお寄せ頂き、誠にありがとうございました。

ご意見に対する EMA からの回答に先立ちまして、2月21日付ご意見募集 コミュニティサイト運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表<別紙3>に誤植(削除漏れ)があり、皆様に誤解と混乱を生じさせてしまいましたことにつき、深くお詫びいたします。以下、誤植による修正点と本改定の趣旨等についてご説明させていただきます。

【誤植箇所】

■ 2013年2月21日

【プレスリリース】EMA 認定制度の認定基準 概説書改定案に対するご意見募集
コミュニティサイト運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表 <別紙3>
「充足すべき水準」内、

誤

また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合は、「法令及び行政機関の指針等に準拠して」透明性の確保の観点から、必要な事項についてユーザーへの周知に努めなければならない*3。

正

また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合は、透明性の確保の観点から、必要な事項についてユーザーへの周知に努めなければならない*3。

頂きましたご意見・ご質問につき、EMA としての考え方を整理いたしました。これに基づき、別紙の通り、改定案に修正を加えております。併せてご確認くださいませう、お願いいたします。

1. 今回改定の趣旨について

現行コミュニティサイト運用管理体制認定基準(以下「コミュニティ認定基準」)における要求事項(17)ユーザー情報管理及び(18)ユーザー年齢管理(サイト表現運用管理体制認定基準(以下「サイト表現認定基準」)では(12)ユーザー年齢管理)については、ユーザーに関する情報を取得する場合のプライバシーへの配慮の在り方について、概説書に項目として明確に記載されていませんでした。

そこで、コミュニティ認定基準 概説書 8. のうちプライバシーへの配慮に関する部分を新たな項目「9. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮」(サイト表現認定基準概説書では 7.) として設け、充足すべき水準を明確にしました。特にスマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合には、情報が取得されていることにつきユーザーに十分な認識がないケースも考えられるため、「透明性の確保」を必須要件としたものです。

意見募集に際し、今般改定の目的を「総務省指針に対応するため」と記載しておりましたのは、「総務省指針が出された背景に鑑み、EMA 認定サイト運営事業者のサイト運用においても、ユーザー情報等を取得する際に予めユーザーに十分な説明等を行うべきとの社会的期待に対応するため」という趣旨です。ご説明及び表現に不足がございました点につき、お詫びいたします。

2. 現行認定基準との関係について

現行コミュニティ認定基準の要求事項は 23 項目(サイト表現認定基準は 15 項目)のまま変わりませんが、上記の通り、(17)(18) (サイト表現認定基準)では(12)の要求事項に関し、充足すべき水準が明確になる結果、**認定事業者の皆様及び新規申請事業者の皆様には、今後、これを充足する運用をして頂く必要があります。**

3. 充足すべき水準について【<別紙 3>、<別紙 4>参照】

何をもち透明性が確保されているとみなすかについては、先般の案では、脚注で総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を参照するにとどまっていたが、ご意見を受け、EMA としての要求水準をより明確にするため、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合には、サイト運営事業者は、以下の項目をユーザーへ周知しなければならないこととします。

情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称

取得される情報の項目

取得方法

利用目的の特定・明示

通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法

外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無

問合せ窓口

プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

4. 今後の進め方及び認定事業者の皆様からのご意見聴取の機会について

上記要求事項は、具体的には、申請フォーマットにおいて明示いたします。実施時期及び経過措置等につきましては、認定事業者の皆様から十分にご意見を伺った上で決定したいと考えております。

また、今後の技術の進展に伴い、青少年のプライバシー情報保護のため望ましい方法が生じた場合には、充足すべき水準をさらに変更することも考えられます。

以上

EMA 認定基準概説書改定案に対するご意見募集結果と EMA の回答

【基準概説書 改定案】

No.	該当頁 / 箇所	ご意見	回答
1	コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書 p.17「9. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」 サイト表現運用管理体制認定基準概説書	コミュニティサイト運用管理体制認定基準(17)「ユーザー情報管理」(18)「ユーザー年齢管理」およびサイト表現運用管理体制認定基準(12)と同内容のことが転記されるにとどまっているように見え、本改定による認定に対する具体的な変更が判然としておらず、事業者に対し過度の不安感を与えるように思われる。	具体的な変更点がはっきりしていなかったことはご指摘のとおりです。ご意見を受け、概説書改定案の記載を変更いたしました。変更の詳細につきましては、<別紙 3>及び<別紙 4>の新旧対照表をご参照ください。
2	p.15「7. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」	また書き以下について、ユーザー情報の定義及び「透明性の確保」の意味は、総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を参照と注記されているが、これについても各認定基準についてどのような影響を与えるのかが不明確なため事業者に強い不安感を与えるように思料される。認定に対してどのような影響を与える改定なのか具体的な説明をしていただきたい。	現行コミュニティ認定基準の要求事項は 23 項目(サイト表現認定基準は 15 項目)のまま変わりませんが、今般の概説書改定は、(17)(18) (サイト表現認定基準)では(12)の要求事項に関し、充足すべき水準を具体的に規定するものです。認定事業者の皆様及び新規申請事業者の皆様には、今後、これを充足する運用をして頂く必要があります。
3		「スマートフォンのアプリケーションを利用して」と限定を加えていることから、本項目はスマートフォンのブラウザでの利用やフィーチャーフォンなどは認定に関して除外されると思われるがそういう認識でよいか。	そのご認識で結構です。
4		弊社は、本改定が、ユーザーにとって、よりメリットのある取り組みとなるべきではないかと考えております。 利用者情報の取得・保存方法、利用者情報を取得する場合に必要な事項の提示について、サービス・アプリの特性によって様々であり、一律もしくは形式的な運用とすることは、ユーザーにとって過剰な負担となる可能性があるのではないかと危惧しております。	ユーザーにとってメリットのある取り組みであるべきことは、まったくご指摘のとおりです。本改定は、青少年を含むユーザーのプライバシー保護というメリットを実現するために、重要な役割を果たすものと考えております。本改定は、アプリケーションを通じてユーザー情報を取得する際の表示について、透明性の確保に必要な最低限の水準を規定するものです。個々の認定事業者が独自の判断で表示内容を増やしたり、分かりやすい表示方法を工夫したりすることはなんら要求事項の充足を阻害するものではなく、ご懸念のような一律の運用や形式的な運用につながるものではないと考えております。
5		法令と行政機関の指針等とは、守るべき水準に差異があるものと考えられるところ、その差異を考慮せずに包括的に「準拠」とするのは適当ではないと考える。	「準拠」の表現については、<別紙 1>のとおり修正させていただきます。 意見募集に際し、今般改定の目的を「総務省指針に対応するため」と記載しておりましたのは、「総務省指針が出された背景に鑑み、EMA 認定サイト運営事業者のサイト運用においても、ユーザー情報等を取得する際に予めユーザーに十分な説明等を行うべきとの社会的期待に対応するため」という趣旨です。 行政機関の指針等のすべてに対応する必要がないことは言うまでもありませんが、スマートフォンのアプリケーションを利用したユーザー情報の取得につきましては、青少年を含むユーザーのプライバシー保護の観点から対応の必要があるものと判断しました。
6		行政機関の指針等として注釈に挙げられている「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(総務省)は、「提言」(総務省意見募集ページ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000081.html 参照)と位置づけられている。すなわち、行政が「提言」程度の緩やかな内容と位置づける文書に対して、第三者機関が「指針」とこれを改めて定義し、認定事業者に「準拠」を要求する構図となっている。これは概説書として改定の合理的な理由が無いものと考えられる。	5のご意見に対する回答と同じ。
7		仮に EMA としてそのような位置づけを行い、提言準拠の呼びかけを行うのであれば、概説書ではなく基準の改定で対応すべき重大性のある内容であると考えられる。	2のご意見に対する回答と同じ。
8		単なる提言である総務省のスマートフォンプライバシーイニシアティブについて、EMA のアプリケーションの認定要件と	まず、ご意見のうち、「同提言に実質的な強制力を付与する」との点ですが、確かに認定事業者にとっては、本改

	<p>することは、同提言に実質的な強制力を付与することになり、以下の点に問題があるため、本改定案に反対します。従前の概説書の書きぶりを維持すべきです。</p> <p>プライバシーポリシーは、これを策定する事業者とユーザーとの間の法的関係を規律する効果を持つことから、その性質上当然に、事業者自らが、自己が負う法的リスクを踏まえたうえで策定すべきものと考えます。一方、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」は、プライバシーポリシーの内容について、項目を挙げて具体的に記載しています。したがって、認定事業者に対して同提言に準拠することを求める本改定案は、貴機構が、事業者とユーザーという当事者間の法的関係に干渉することを意味し、第三者機関としての貴機構の性質に正面から反することに加え、貴機構に法的責任が及ぶ可能性もあるものと考えます。</p>	<p>定は、一部とはいえ事実上スマートフォンプライバシーイニシアティブの提言内容を実施せざるを得なくなる効果を持っています。しかしながら、それは、当機構がスマートフォンプライバシーイニシアティブを参考にして要求事項を具体化したことによるものです。当機構がスマートフォンイニシアティブの考え方を採用したこと自体は当機構の任意の判断である以上、そのような効果が生じることになら問題はないものと考えます。</p> <p>次に「貴機構が、事業者とユーザーという当事者間の法的関係に干渉することを意味し、第三者機関としての貴機構の性質に正面から反することに加え、貴機構に法的責任が及ぶ可能性もあるものと考えます」とのご意見についてです。本改定が認定事業者のプライバシーポリシーの書きぶりに影響することから、本改定が認定事業者とユーザーの間の「法的関係に干渉する」ものであることは、ご意見のとおりです。しかしながら、それがなぜ、「第三者機関としての貴機構の性質に正面から反する」のか不明です。第三者機関が認定対象とする事業者の利用規約等の書きぶりを認定の要求事項とすることは、ごく普通のことではないかと考えます。</p>
9	<p>また、本改定案に対する意見募集の要項に、「青少年の利用が急速に拡大しているスマートフォンにおいて、アプリケーションを利用したユーザー情報等の取扱いに関して策定された総務省の指針に対応するため」とありますが、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」は、あくまでも「提言」として取りまとめられたものです。</p> <p>一方で、アプリケーション提供者等が取得する利用者情報の項目・内容、取得方法および利用目的は個々のアプリケーションにより異なるものであり、またそのアプリケーションの提供するサービスの種類によっても異なるものです。特にコミュニティサービス、ソーシャルゲームについては、スマートフォンから情報を取得する必要性は低いため、個別アプリケーションごとにスマートフォンからどのような情報を取得するかを明示する必要性は乏しいと考えられます。</p> <p>にもかかわらず、個々のアプリケーションの性質の差異を無視して、すべてのアプリケーションに対して一律に、同提言に形式的に準拠することを要求することは、スマートフォン利用者のプライバシー保護の観点から得られる効果に比してアプリケーション提供者等へ過度な負担を求めるもので不適切と考えます。スマートフォン利用者のプライバシー保護を、具体的にどのような手段を用いて実現するかについては、個々のアプリケーションの性質に応じてそれぞれのアプリケーション提供者等の選択に任されるべきです。</p>	<p>本改定は、アプリケーションを通じてユーザー情報を取得する際の表示について、透明性の確保に必要な最低限の水準を規定するものです。アプリケーションの性質に応じて表示内容を増やしたり、分かりやすい表示方法を工夫したりすることはアプリケーション提供者等の自由です。</p>
10	<p>なお、改定案では、「ユーザー年齢管理」の規定についても新たに追記されていますが、これについては、認定基準の上乗せになっており、「青少年の利用が急速に拡大しているスマートフォンにおいて、アプリケーションを利用したユーザー情報等の取扱いに関して策定された総務省の指針に対応するため」との理由に当たらないため、追加すべきでないと考えます。</p>	<p>2のご意見に対する回答と同じ。</p>
11	<p>「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」は、事業者に対して何ら強制力を持たない提言であるにもかかわらず、これに対応することを理由として認定基準の概説書を改定することは、改定の正当な理由を欠くものである。</p>	<p>8のご意見に対する回答をご参照。</p>
12	<p>アプリケーションが取得する利用者情報の種類や取得方法、利用目的等は、それぞれのアプリケーションおよびサービスごとに異なるにもかかわらず、その差異を考慮せず、単なる提言に過ぎない「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」への準拠を一律に要求することは、形式的に過ぎ事業者に過剰な負担を強いるものである。</p>	<p>9のご意見に対する回答と同じ。</p>
13	<p>プライバシーポリシーは、事業者とユーザーの契約関係を規</p>	<p>8のご意見に対する回答をご参照。</p>

		<p>律する。したがって、概説書にプライバシーポリシーの具体的な内容について盛り込むことは、当事者間の契約関係を第三者機関たる貴機構が左右することと同義であり、貴機構の権限を超えるものである。</p>	
14	改定方法について	<p>弊社は、本改定が、ユーザーにとって、よりメリットのある取り組みとなるべきではないかと考えております。</p> <p>本改定は、具体的な対応方法が明確になっていない点もございますので、対応方法に関する追加の議論、検討が不可欠ではないかと考えております。</p>	<p>ユーザーにとってメリットのある取り組みであるべきことは、まったくご指摘のとおりです。本改定は、青少年を含むユーザーのプライバシー保護というメリットを実現するために、重要な役割を果たすものと考えております。ご意見を踏まえ、透明性確保のためにユーザーへの周知を必要とする項目を列挙することとしましたが、より具体的な対応方法（周知方法）については、追加の検討が必要であることもご指摘の通りです。今後、青少年のプライバシーへの配慮と実装可能性のバランスも考慮しつつ、審査・運用監視委員会において申請書類等の詳細について検討を進めていく予定です。</p>
15		<p>このような認定にどのような影響があるかわからない内容の改定であるにもかかわらず、短期間の告知及びパブリックコメントによる改定は事業者には不測の負担を強いるおそれがあり、「認定」という事業に大きな影響を及ぼす可能性がある改定について、認定事業者への詳細かつ具体的な説明や意見聴取もなく行うことは慎重にご判断いただきたく、改定の手続については再考をお願いしたいところである。</p> <p>また、本改定が認定に対しては影響がないということであれば、どのような理由で改定するのかの意図をご説明いただき、従来の認定と比較して新たな事業者への要求を追加しているわけではないことを明確にさせていただきたい。</p>	<p>本改定は、ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について認定事業者が充足すべき水準を明確に規定するものです。改定趣旨について、詳細は〈別紙 1〉をご参照ください。</p> <p>概説書改定の手続きは従来と変わるところはありません。認定事業者の皆様には新たな負担をお願いすることになりますので、実施時期及び経過措置につきましては、認定事業者の皆様から十分にご意見を伺った上で決定したいと考えております。</p>
16		<p>弊社は、本改定が、ユーザーにとって、よりメリットのある取り組みとなるべきではないかと考えております。</p> <p>各事業者にとって本改定が大きな影響を与える場合は、各社の意見を踏襲し、ユーザーのメリットを考慮の上、適切な検討を進めていただきたく存じます。</p>	<p>ユーザーにとってメリットのある取り組みであるべきことは、まったくご指摘のとおりです。本改定は、青少年を含むユーザーのプライバシー保護というメリットを実現するために、重要な役割を果たすものと考えております。認定事業者の皆様には新たな負担をお願いすることになりますので、実施時期及び経過措置につきましては、認定事業者の皆様から十分にご意見を伺った上で決定したいと考えております。</p>
17		<p>行政の位置づけに対して、EMA の位置づけが異なることは、認定サイト運営事業者等に不意打ち的な影響を与えることとなる。仮に改定を進めるのであれば、影響の及ぶ事業者への事前周知はもちろんのこと、問題点や懸念点を洗い出すための十分な作業期間を設け、その検討結果を受けて改定を決定すべきものとする。</p>	<p>総務省のスマートフォンプライバシーイニシアティブは、アプリケーション提供者が配慮すべき大原則を示すものであり、その策定にあたっては、アプリケーション提供者や関連事業者、ユーザー等と十分に意見交換がされたと理解しています。青少年の利用に配慮した運営が求められる EMA 認定事業者に対し、同イニシアティブに規定された内容について充足を求めることには合理性があると考えます。</p> <p>なお、実施時期及び経過措置につきましては、認定事業者の皆様から十分にご意見を伺った上で決定したいと考えております。</p>
18		<p>さらに、本改定案のような、認定事業者等の事業に無視できない影響を与える改定を行うに際しては、その影響の度合いや技術的な実現可能性等について、事業者の声を十分に聴取した上で、改定の要否から慎重に検討すべきです。本改定案についても、今回の意見募集の他にも、今後、事業者が意見を言える十分な機会を設けていただき、慎重に検討していただきたいと考えます。</p>	<p>ご指摘の通り、青少年のプライバシーへの配慮と実装可能性のバランスには考慮が必要と考えます。従って、今後、審査・運用監視委員会において申請書類等の詳細について検討を進めていく予定です。</p> <p>実施時期及び経過措置につきましては、認定事業者の皆様から十分にご意見を伺った上で決定したいと考えております。</p>
19		<p>概説書の改定は事業者に多大な影響を与えることから、改定の検討に当たっては、不意打ちにならないよう、事業者からの意見聴取と議論を尽くし、ゼロベースで慎重に検討を進めていただきたい。</p>	<p>本改定については、基準策定委員会において議論を重ねた上で提案するものです。</p> <p>しかしご指摘の通り、認定事業者の皆様には新たな負担をお願いすることになりますので、実施時期及び経過措置につきましては、認定事業者の皆様から十分にご意見を伺った上で決定したいと考えております。</p>

コミュニティサイト運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表

[2013年5月7日 変更]

頁	旧	頁	新	備考
p.16	<p>充足すべき水準</p> <p>サイト運営事業者は、個体識別番号等、ユーザーやその利用する機器(携帯電話等)を特定する情報を取得しなければならない。技術的課題等により同情報が取得できない場合には、該当ユーザーに限り出来得る限りユーザーの利用機器やユーザーを特定できる情報を取得することをもってそれに代える。また技術的な進歩により同目的が達成しうることが明らかな場合にはその手法により代替とすることができる。情報の取得にあたっては、コミュニティサイト運用管理体制認定基準(17)「ユーザー情報の管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへの周知に努めなければならない。</p>	p.16	<p>充足すべき水準</p> <p>サイト運営事業者は、個体識別番号等、ユーザーやその利用する機器(携帯電話等)を特定する情報を取得しなければならない。技術的課題等により同情報が取得できない場合には、該当ユーザーに限り出来得る限りユーザーの利用機器やユーザーを特定できる情報を取得することをもってそれに代える。また技術的な進歩により同目的が達成しうることが明らかな場合にはその手法により代替とすることができる。情報の取得にあたっては、コミュニティサイト運用管理体制認定基準(17)「ユーザー情報の管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへの周知に努めなければならない。</p>	項目「9. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」に一部記載を移動
p.17		p.17	<p><u>《コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書(要求項目#17、18)》</u></p> <p><u>9.ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について</u></p> <p><u>目的</u></p> <p><u>本項目は、サイト運営事業者がユーザー情報を取得する際に、利用者のプライバシーに配慮した対応をおこなうことを目的として、充足すべき水準を示すものである。</u></p> <p><u>充足すべき水準</u></p> <p><u>サイト運営事業者は、ユーザー情報の取得にあたり、コミュニティサイト運用管理体制認定基準(17)「ユーザー情報管理」、(18)「ユーザー年齢管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへ周知しなければならない。また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合は、透明性の確保の観点から、以下の項目をユーザーへ周知しなければならない³。</u></p> <p><u>(記載項目)</u></p>	項目「9. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」を追加

				<u>情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称</u> <u>取得される情報の項目</u> <u>取得方法</u> <u>利用目的の特定・明示</u> <u>通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法</u> <u>外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無</u> <u>問合せ窓口</u> <u>プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続</u>	
	p.17		p.17	<u>*3 ユーザー情報(利用者情報)の定義及び「透明性の確保」の意味については、総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ - 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション - 」(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html)を参照。</u>	脚注を追加
				(以下、項目番号が1ずつ変更)	

以上

サイト表現運用管理体制認定基準 概説書 新旧対照表

[2013年5月7日 変更]

頁	旧	頁	新	備考
p.15		p.15	<p><u>(サイト表現運用管理体制認定基準概説書(要求項目#12))</u></p> <p><u>7.ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について</u></p> <p><u>目的</u> 本項目は、サイト運営事業者がユーザー情報を取得する際に、利用者のプライバシーに配慮した対応をおこなうことを目的として、充足すべき水準を示すものである。</p> <p><u>充足すべき水準</u> サイト運営事業者は、ユーザー情報の取得にあたり、サイト表現運用管理体制認定基準(12)「ユーザー年齢管理」の規定に従い、その取得と保存についてユーザーへ周知しなければならない。また、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する場合は、透明性の確保の観点から、以下の項目をユーザーへ周知しなければならない^{*3}。</p> <p><u>(記載項目)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称</u> <u>取得される情報の項目</u> <u>取得方法</u> <u>利用目的の特定・明示</u> <u>通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法</u> <u>外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無</u> <u>問合せ窓口</u> <u>プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続</u> 	項目「7. ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮について」を追加
p.15		p.15	<p><u>*3 ユーザー情報(利用者情報)の定義及び「透明性の確保」の意味については、総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ - 利用者</u></p>	脚注を追加

				情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション - 』 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html) を参照。	
				(以下、項目番号が1ずつ変更)	

以上